

岩手県告示第 209 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市中笹間 15 地割 7 番地先から 6 地割 17 番 2 地先まで	新	m 13.5~8.8	m 41.2
	旧	11.7~8.5	41.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 達増部下宮守線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市宮守町下宮守 18 地割 79 番 6 地先から 56 番 6 地先まで	新	B m 76.7~19.4	m 257.8
		A 32.8~14.2	384.8
	旧	B 76.7~19.4	257.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 遠野東和自転車道線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市松崎町 6 地割 116 番地先から 113 番地先まで	新	m 16.2~6.6	m 108.1
	旧	24.6~11.0	108.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

- 4 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 283 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市上郷町平野原3地割20番8地先から板沢17地割 字中居前38番3地先まで	新	m 57.1~15.6	m 3,366.0
	旧	134.6~16.6	3,366.0
遠野市上郷町板沢16地割6番1地先から21地割14番 15地先まで	新	59.8~24.6	125.7
	旧	71.2~24.6	125.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市上郷町平野原3地割7番26地先から平倉44地割 7番5地先まで	新	m 32.0~6.8	m 245.1
	旧	16.3~6.0	245.1

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成20年3月21日から同年4月21日まで